

# 障害者差別解消法施行後の 課題と地域協議会の役割

芦屋学園短期大学  
准教授 木下隆志

# 障害者差別解消法の目的を考える

- 372／1741市区町村(21%)が要領を作成(4月1日内閣府)
- これらの検討部会には障がい当事者、団体が参加し、事務局も丁寧に対応する姿勢が見られる
- 団体の紛争解決の闘いの場や、リスクヘッジのためだけの法の運用や協議会ではいけない
- これまでの差別体験の痛みを貴重なメッセージとし、市民への啓発を行う(これが行政の役割)

# 法律は26の本則の条文と附則から

基本は3つのこと

- ①障がいを理由に差別的な取り扱いや権利侵害をしてはいけない。(不当な差別的取り扱い)
- ②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること  
(合理的配慮)
- ③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行うこと

# 不当な差別的取り扱いと合理的配慮

- 不当な差別的取り扱い
  - 諸事情が同じであるにもかかわらず、障がい者を不利に扱う
- 合理的配慮
  - 配慮を求める意思の表明があった場合に負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(事物、制度、慣行、観念)を取り除くために必要で合理的な配慮を行う

# ポイントを 法の課題から検討

- ①差別と合理的配慮の定義は書かれていない
- ②事業者の努力義務
- ③一般私人の行為や個人の思想・言論や障がい者間の問題は対象外
- ④雇用は障害者雇用促進法により規定

# 予測できる困難

- とくに①に関する「個別の事案」が課題となる。
  - 事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断～正当な理由を説明し、理解を得るように努める

★ということは、それぞれの差別の捉えかたにより、求められる合理的配慮の幅もばらばらで、異なる立場で合議したものを理解してもらおう。②③は行政姿勢に見習い実施する。

# 法の課題から検討2

- 「過重な負担」を判断する際の視点
  - 事務・事業への影響(何が損なわれるのかを明確に)
  - 実現可能性の程度(物理的・技術的制約・人的・体制上の制約)
  - 費用・負担の程度(事業規模・財政財務状況)
  - 上記の内容を障がい者に正当な理由として説明

合理的配慮の意思疎通、ルールなどの柔軟な変更への対応をどうするか

意思疎通は言語的配慮だけでなく、人間関係、感受性を含めた支援が求められる。知的障がい者の意思決定や発達障がい者の関係性の調整が求められる。

言語条例ではどこまで配慮が行われるのだろうか・・・。

# 医療モデルではなく、社会モデル

- 人に頼ってはいけない、迷惑をかけてはいけない。悪いところ(障がい)は取り除く。なるべく日常生活が健常者に近づくように訓練する。(医)
- 環境の変化で障害は変化する(社会)
  - パラリンピックの記録に注目
  - 特性として見えてくる時代となる。
  - 例1 男女共同参画
  - お互い理解しているわけではない、慣習も文化も生活も違う。しかし教育や職場環境、生活では権利義務を違和感なく過ごすことができるようになった。。

障がいという言葉は残っても、障がいではなくなる時がくる。。かも。

# 障害者差別解消地域協議会の役割

- 相談窓口、そこだけで対応するのは困難
- 制度の谷間、相談のたらいまわしなどが生じない体制の構築や紛争解決機能の向上を図ることが目的
- 課題1：紛争解決の具体的な仕組みや位置づけは……。条例化できる？
- 課題2：協議会制定後、他の協議会との関係を形骸化させず、情報共有する方法はあるのか。
- 当事者や住民からの「良し悪し」両方の情報を収集して、蓄積した結果から、解決の後押しをしていく。

# その他の気になる課題

- ①各部署間の縦割りの問題は必ず要望として出される
  - 要望は地域協議会で検討することになる。
  - おそらく蓄積という言葉を使い、数年放置する。
  - 国の制度ができる。それに準じて実施する。
  - 経年経過した後の措置は法の倫理的観点から差別的取り扱いに該当しないか
- ②事業者の努力義務ではあるが
  - 障害福祉課は社会福祉法人、非営利組織への対応指針作成への誘導策の徹底
  - その他の部署は事業者団体への協力を要請

# 芦屋短大の学習支援

